（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十一の二第一項中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「介護施設整備法」を「医療介護総合確保法」に、「）第七条」を「）第九条」に、「同法及び」を「老人福祉法及び」に、「第七条中」を「第九条中」に改める。

第百七十四条の四十九の十第一項中「介護施設整備法第七条」を「医療介護総合確保法第九条」に、「同法及び」を「老人福祉法及び」に改める。

（地方税法施行令及び租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

一　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第七条第二十一項

二　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十三条の三第三項第一号

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十七号から第百五十八号まで」を「第四十六号から第百五十七号まで」に改め、第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第六十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七十号中「第三十五号」を「第三十四号」に改め、同号を同条第六十九号とし、同条中第七十一号を第七十号とし、第七十二号を第七十一号とし、同条第七十三号中「第三十八号」を「第三十七号」に改め、同号を同条第七十二号とし、同条第七十四号中「第三十八号」を「第三十七号」に改め、同号を同条第七十三号とし、同条中第七十五号を第七十四号とし、第七十六号から第百六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第百七号中「第三十五号又は第三十九号」を「第三十四号又は第三十八号」に改め、同号を同条第百六号とし、同条中第百八号を第百七号とし、第百九号から第百十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第百十七号中「第三十一号、第三十五号又は第三十九号」を「第三十号、第三十四号又は第三十八号」に改め、同号を同条第百十六号とし、同条中第百十八号を第百十七号とし、第百十九号から第百三十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第百三十四号中「第三十一号、第三十五号又は第三十九号」を「第三十号、第三十四号又は第三十八号」に改め、同号を同条第百三十三号とし、同条中第百三十五号を第百三十四号とし、第百三十六号から第百四十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第百四十七号中「第四十六号」を「第四十五号」に改め、同号を同条第百四十六号とし、同条中第百四十八号を第百四十七号とし、第百四十九号から第百五十八号までを一号ずつ繰り上げる。

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第五条　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和五十五年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第六条　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第五号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第二条第三項」を「第十六条」に改める。

（地震防災対策特別措置法施行令の一部改正）

第七条　地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第八条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

「

五	老人福祉施設	老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設のうち特別養護老人ホームの整備
六	義務教育施設等	公立の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る建物及び水泳プール、へき地教育諸学校に係る建物及び水泳プール、へき地教育振興法第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設並びに公立の小学校及び中学校に係る学校給食法第三条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備
七	高等学校教育施設等	公立の高等学校等に係る建物及び産業教育振興法第二条に規定する産業教育のための施設の整備
		地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成十四年法律第百二号）第五条第二項に規定する交付金
		義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第十二条第一項に規定する交付金

」

に改める。

を

「

五	義務教育施設等	公立の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る建物及び水泳プール、へき地教育諸学校に係る建物及び水泳プール、へき地教育振興法第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設並びに公立の小学校及び中学校に係る学校給食法第三条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備
六	高等学校教育施設等	公立の高等学校等に係る建物及び産業教育振興法第二条に規定する産業教育のための施設の整備
		義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第十二条第一項に規定する交付金

」

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第九条　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第十六条」を「第十八条」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部改正）

第十条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の一部改正）

第十一条　次に掲げる政令の規定中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

一　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第三百七十六号）附則第二条

二　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百号）附則第三条第二項

三　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百九号）附則第二条第二項